

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 土屋 敦

本論文は、戦後社会における浮浪児や孤児・捨児など、「家庭」から最も隔てられた環境で生活する児童に付与された逸脱規範の変遷過程を、社会事業や児童行政の展開とそれに呼応する小児科学や発達心理学の専門家言説の分析を通じて跡付けながら、施設保護と「正常な家庭」観念をめぐる規範意識のダイナミックな変動プロセスとして解明したものである。

本論文は全五章からなっている。「問題設定および本論の背景」と題する第1章では、近代家族論をはじめとする家族史や家族社会学の先行研究が批判的に検討され、そこで提示されている論点が、明治後期から大正期における家庭概念の生成期の歴史的体験に依存しすぎており、敗戦後の浮浪時間問題や孤児・捨児問題を分析対象として組み込むことで、大幅に修正される必要があることを論じている。第2章では、敗戦後の浮浪児をめぐる施設保護問題の際に活用が促された、知能検査や性能検査などの児童精神医学上の鑑別手段が内在的に有していた「理想的な家庭像」に注視しながら、浮浪児や孤児などの「家庭のない児童」を、いかにして精神薄弱児や肢体不自由児などから弁別しながら施設に保護する仕組みが敗戦後社会において形成されたかを論じている。第3章では、児童養護施設や乳児院などの児童施設に生活する児童の中に、心身上の発達遅滞をきたしている者が多く見出されることとしてホスピタリズム（施設病）を批判する言説に焦点をあて、ホスピタリズム論の系譜と日本における受容過程が分析されるとともに、ホスピタリズム論が、「正常な家庭」からの偏差——児童の養育環境として「家庭」が不在であること——に児童の発達遅滞の要因を専ら帰属させるかたちで形成されたことを明らかにしている。第4章は、敗戦後の戦災浮浪児や孤児・捨児の姿が児童施設から消失していく1960年代以降の高度経済成長期において、厚生省からの開差是正措置や施設転換指示に対する反対運動の中で、「子どもの人権」概念を軸とする「新しい児童問題」の問題提起が起こり、「養育機能を衰弱させた家庭から切り離れた公的保護」の機関として、養護施設や乳児院などの児童施設の施設数と定員数が維持された経緯を分析している。第5章「総括」は、以上の分析のまとめとして、戦後の児童問題の変遷が「『社会病理』としての児童問題」から「『家族病理』としての児童問題」へ、という図式で概括的に整理できることを示して論文を終えている。

本論文は、一次資料を丹念に参照しながら、「家庭」概念との偏差の中で形成された、社会的養護を必要とする児童に対する逸脱規範の変遷過程を、「社会的なもの」などの理論概念を駆使しながらきわめて詳細に分析している。叙述のしかたにおいてやや整理の不十分な点がみうけられないわけではないが、家族や児童をめぐる歴史社会学の進展に大きく寄与する極めて独創性の高い研究であると評価される。

よって、本審査委員会は、本論文が博士（社会学）の学位を授与するに値するとの結論をえた。